

議案第162号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の185」を「100分の195」に、「100分の195」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の235」に改め、同条第5項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の205」を「100分の200」に、「100分の235」を「100分の230」に改め、同条第5項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に、「100分の102.5」を「100分の100」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月28日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

一般職員の勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参照)

傍線は削除  
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(抄)

(第1条による改正関係)

(一般職員の勤勉手当)

第3条 省略

2 省略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

再任用職員以外の職員  $\frac{100分の185}{100分の195}$ (指定職給料表の適用を受ける職員にあって)

は、 $\frac{100分の195}{100分の205}$ 、特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の225}{100分の235}$ )

省略

4 省略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分の92.5}{100分の97.5}$ (特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の112.5}{100分の117.5}$ )を乗じて

得た額(指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の97.5}{100分の102.5}$ を乗じて得た額)

省略

## 6 省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

再任用職員以外の職員  $\frac{100分の195}{100分の190}$ （指定職給料表の適用を受ける職員にあっては）

は、 $\frac{100分の205}{100分の200}$ 、特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の235}{100分の230}$ ）

省 略

4 省 略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分の97.5}{100分の95}$ （特定管理職員にあっては、 $\frac{100分の117.5}{100分の115}$ ）を乗じて

得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の102.5}{100分の100}$ を乗じて得た額）

省 略

6 省 略